

海外安全対策情報（ドバイ及び北部酋長国：在ドバイ総：2020年第3四半期（7月～9月）分）

1 治安情勢及び一般犯罪の傾向

（1）治安情勢

- ドバイ警察は7月、いわゆるデート・アプリやSNSを通じて恐喝を行っていた20の犯罪組織の構成員47人を逮捕したと発表した。犯人らは、女性の写真を用いた偽のSNSアカウントを作成の上、被害者に対して面会したいとメッセージを送っておびき出し、被害者が待ち合わせ場所に現れたところで恐喝するなどし、現金、キャッシュカード、携帯電話等の所持品を脅し取ったとされる。
- シャルジャ警察は9月、銀行員をかたって詐欺を行っていたグループ9人組を逮捕したと発表した。犯人らは、被害者に対して銀行記録のアップデートが必要であるとのメッセージを送りつけ、手続きしなければ口座が凍結されるなどと案内して被害者から口座情報等を聞き出し、96,000ディルハム（※1ディルハムは日本円で約30円）を不正に取得したとされる。
- シャルジャ警察は9月、電子製品会社の倉庫に侵入し662台のラップトップパソコン（被害額140万ディルハム）を盗んだアジア人の犯罪者集団11人を逮捕したと発表した。現場には指紋等の確固たる証拠は残されていなかったが、細心の捜査により犯人を割り出し、被害品を回復した。同警察は、窃盗団は会社の倉庫等を下見してから犯行に及んでおり、倉庫の所有者・管理者は警備員を配置するとともに十分な照明を設置すべき、と述べている。
- シャルジャ警察は9月、153kgの麻薬を密輸した疑いで、アジア人ら58人を逮捕したと発表した。押収された麻薬には液体状の覚醒剤などが含まれ、末端価格にして63,000,000ディルハムであったとされる。

（2）テロ

特記事項なし。

（3）デモ・騒擾等

特記事項なし

（4）外交団に対する犯罪

特記事項なし。

（5）日本人に対する犯罪

特記事項なし。

2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

（1）殺人等

飲酒の上での殺人：ドバイ酋長国（8月報道／発生は4月25日）

ブル・ドバイ警察署管内の路上において、33歳のアジア人の男が、ともに飲酒していた被害男性と口論になり、背後からナイフで刺した。被害者は出血多量により路上で死亡。遺体発見の通報を受けた警察が捜査し、現場から立ち去っていた犯人を逮捕した。

犯人は殺意を否認し、正当防衛であったと主張したが、犯行に使ったナイフを持ち帰って血を洗い流すなど証拠隠滅を図っていたほか、被害者の傷は相当程度に深く、背筋を貫通して動脈まで達していたとされる。

(2) 強盗・高額窃盗等

警察官を偽った強盗：ドバイ首長国（8月15日発生）

アル・リッガ地区において、26歳のUAE人並びに28歳及び21歳のヨルダン人の3人組が、犯罪捜査局（Criminal Investigation Department: CID）の警察官であると偽ってバングラデシュ人の被害者に声をかけ、警察署に同行を求めると伝えて無理やり車に乗せ、現金を出すように要求。被害者が十分な現金を持っていないことが判明するや、知人に立替えを依頼せよと指示し、被害者が知人に連絡。犯人が知人との接触に向かった先において、警察官によって逮捕された。

マッサージ客を狙った強盗：ドバイ首長国（9月報道）

アラブ人の男性（被害者）が、背中痛みを治すためにマッサージを受けようと思い、ウェブサイトで見つけたマッサージ業者に電話し、指示されたアパート（パーム・ジュメイラに所在）を訪れたところ、当初は女性が出迎えたが、室内で待ち構えていた21歳のアフリカ人の男らに襲われた。被害者は現金500ディルハム及びクレジットカードを強取され、カードの暗証番号を教えるように強要され、現金40,000ディルハムが引き出された。

警察関係者は、「類似する事件は多数あり、強盗を働くためにアパートを借り上げている犯罪集団があることを把握している」と説明している。

(3) 強制わいせつ等

求職中の女性に対するわいせつ事案：ドバイ首長国（7月27日発生）

31歳のパキスタン人の男が、就職活動をしていたネパール人の女性に対し、メイドとして雇うなどと持ちかけた上で、カラマ地区で同女を車に連れ込み、車内にて不適切に同女の身体を触った。同女が夫に連絡したため、犯人はアル・クオズ地区で同女を車から降ろしたが、同女は記憶していた車の特徴を警察に通報。警察が犯人を割り出し、逮捕した。

形成外科医による患者へのわいせつ事案：ドバイ首長国（8月17日発生）

インド人の42歳の形成外科医が、31歳の米国人女性に対し、ボトックス注射の施術を行った後で、問診をすると申し述べつつ同女の頬に接吻し、あるいは抱擁しようとするなど、強いてわいせつな行為を行なった。

ドバイ・モールにおける男児へのわいせつ事案：ドバイ首長国（9月報道）

34歳のインド人の男が、ドバイ・モールを訪れていたフィリピン人の4歳男児の下衣を引き下ろすなど、強いてわいせつな行為を行った。周囲には多くの目撃者がいたほか、現場の監視カメラには、犯人が被害男児を何度か抱きしめた後、男児の下衣を下ろす一部始終が治められていた。

犯行時、男児の父親は近くにおいて、犯人の不審な行動を見てやめるよう求めていたが、犯人はこれに応じずに犯行に及んだという。

商業施設における女兒らへのわいせつ事案：ドバイ首長国（9月報道／発生は3月10日）

34歳の男が、商業施設内の玩具売り場にいた10歳の女兒に対し、不適切に身体を触るなど、

強いてわいせつな行為を行った。被害女兒が畏怖して犯人から離れ、付近にいた母に事案を告げて警備員に事情を説明しているさなか、犯人は別の 18 歳の女性に対し身体を触るなど強いてわいせつな行為を行った。事案を聞きつけた警備員が犯人を拘束。犯行の一部始終は、店内の防犯カメラに収められていた。

(4) 当地に特有の事案

友人男性がシャワーを浴びる様子を撮影し SNS に投稿した男性が、訴追：ドバイ首長国 (7 月 24 日発生)

27 歳のアジア人の男が、友人である 23 歳の男性に対して貸した金銭 (500 ディルハム) を返してくれないことに立腹し、友人がシャワーを浴びる様子を無断でビデオ及び写真撮影し、それを友人の兄弟に SNS で送信した。兄弟から知らせを受けた被害者が警察に通報し、犯人は警察の捜査を受け、起訴された。

職務中の警察官を無断で撮影し、逮捕：ドバイ首長国 (9 月報道)

警察官の職務執行を無断で動画撮影した女性 2 人が、サイバー犯罪法違反の容疑で逮捕された。同女らは、警察官が暴行の容疑がかかる男に対し職務質問し、逮捕する様子を無許可で撮影した容疑が持たれている。サイバー犯罪法の規定では、相手の同意なしに動画を撮影し、SNS に投稿する行為は違法とされる。警察は、同女 2 人は職務中の警察官のプライバシーを侵害したことにより、法を犯しているという。サイバー犯罪法第 21 条によれば、同女らは 6 か月以上の懲役又は 15 万ディルハム以上の罰金、あるいはその両方の処罰を受けることとなる。

警察幹部は、他人のプライバシーを尊重し写真やビデオを SNS に投稿しないように呼び掛けるとともに、特に職務執行中の警察官の写真を撮影することは避けるよう、呼び掛けている。

コロナ感染で自宅隔離中に外出、その様子を SNS に投稿し、逮捕：ドバイ首長国 (9 月報道)

コロナウイルスに感染し、当局から自宅隔離を命じられていた男性が、コーヒーを買う目的で外出する状況をビデオ撮影し、それを SNS に投稿したとして、逮捕された。

警察は同男の行為について、自宅隔離に関する規定に違反する行為であるだけでなく、他人を危険にさらす行為であるとして、批難している。自宅隔離の違反に対しては 50,000 ディルハムの罰金が科せられることに加え、サイバー犯罪法の違反に対しては禁固及び／又は 20 万ディルハムから 100 万ディルハムの罰金が科せられることとなる、ともしている。

3 日本企業の安全に関する諸問題

特記事項なし。